

学校法人 大原学園

福岡保育こども医療福祉専門学校学則

福岡保育こども医療福祉専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 本校は、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法並びに「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、保育・介護福祉・医療並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な保育・医療・介護福祉及びこれらの関連産業従事者を育成することを目的とする。
- 2 本校は、本邦において専門的知識・技能の習得を目指す外国人に対して、必要な日本語能力の習得に関する教育を施すとともに、国際理解、国際協調の精神を醸成し、職業教育並びに留学生の進学を推進し、併せて人材育成に資することを目的とする。

(名 称)

- 第2条 本校は、福岡保育こども医療福祉専門学校という。

(位 置)

- 第3条 本校の位置を、福岡県福岡市博多区上川端町13番19号に置く。

(自己点検・学校評価)

- 第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 本校は、教育の質の向上及び運営の透明性を確保するため、定期的に第三者機関もしくは識見を有する者の評価を受けるものとする。評価の結果は、学内外に適切に公表し、教育活動及び学校運営の改善に活用する。

第2章 課程及び学科・修業年限・定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

- 第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	昼夜	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
商業実務専門課程	昼	医 療 管 理 2 年 制 学 科	2 年	3 0 名	6 0 名
		医 療 福 祉 専 攻 科	1 年	2 0 名	2 0 名
	小 計			5 0 名	8 0 名
教育・社会福祉 専門課程	昼	保 育 福 祉 学 科	2 年	4 0 名	8 0 名
		介 護 福 祉 学 科	2 年	4 0 名	8 0 名
	小 計			8 0 名	1 6 0 名
文化教養専門課程	昼	日 本 語 1 年 制 学 科	1 年	4 0 名	4 0 名
	小 計			4 0 名	4 0 名
合 計				1 7 0 名	2 8 0 名

- 2 学生は前項に規定する各学科の修業年限の2倍を超えて在籍することができない。

(学年及び学期の終始期)

- 第6条 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本校の学期は、次のとおりとする。
前期 4月1日から 9月30日まで
後期 10月1日から 翌年3月31日まで
- 3 前項に規定する学期のうち授業を行う期間については、前半期と後半期に分けることができるものとする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 夏季休業
 - (4) 冬季休業
 - (5) 春季休業
- 2 前項第3号から第5号に規定する休業期間は、校長が別に定める。
 - 3 校長が必要であると認める場合は、特別の休業日を定めることができる。
 - 4 校長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。
 - 5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程・授業時数及び教職員組織

(教育課程・単位)

第8条 本校の教育課程は、別表第1のとおりとする。

(授業の終始期)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 医療事務2年制学科、医療事務1年制学科、保育福祉学科及び介護福祉学科は、午前9時15分から午後5時00分までとする。
- (2) 日本語1年制学科は、第1部を午前9時00分から午後12時55分まで、第2部を午後1時00分より午後4時55分までとする。
- (3) 附帯教育事業は、午前10時00分より午後5時00分(昼間)及び午後6時00分より午後9時30分(夜間)までとする。

(教職員)

第10条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 15名以上(うち基幹職員 11名以上)
 - (3) 事務職員 1名以上
 - (4) 学校医 1名
- 2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学・休学・卒業・退学及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
ただし、大学入学資格の指定を受けた高等課程を修了した者及び技能連携等により高等学校の卒業資格を得た者に限る。
 - (8) その他、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本校の日本語1年制学科においては、在留資格（留学）を有する者及び在留資格（留学）を取得予定の者に限るものとする。

（入学時期）

第12条 本校の入学時期は、第6条で示す学年の始めとする。

（入学手続き・許可）

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第32条第1項に定める入学選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して書類選考又は必要に応じて試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、所定の日までに第32条第1項に定める入学金を添え入学手続きをとらなければならない。

（休学・復学）

- 第14条 疾病、その他やむを得ない事由によって、15日以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。
- 2 休学の期間は1年以内とする。
 - 3 第1項の者は休学の理由が消滅した場合は、校長に届け出て、許可を得て復学することができる。

（転科・転校）

- 第15条 学生が他の学科等への転科を希望する場合には、校長に願い出て許可を得なければならない。
- 2 学生が他の学校等への転校を希望する場合には、校長に願い出て許可を得なければならない。
 - 3 転科、転校の時期については、校長の許可するところによりこれを認める。
 - 4 他の学科等に転科した者の履修単位については、元の学科の全部または一部を校長の許可するところにより引き継ぐことができる。

（再入学・編入学）

- 第16条 次の各号の一に該当する者で、本校に入学を希望する者があるときは、選考の上、校長は相当年次に入学を許可することができる。
- (1) 専門学校を卒業し、又は退学した者で編入学を希望した者
 - (2) 第23条の規定により、本校の一学科を退学した者で、本校に再入学を希望した者
- 2 再入学又は編入学した者の在学年数及び単位数については、元の学校の在学年数、単位数の全部又は一部を校長の許可するところにより算入することができる。

(進級の要件)

第17条 進級の認定は、各学科の各学年において定める単位の修得を行い、かつ出席状況等の学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。

(修了・卒業の認定)

第18条 修了・卒業の認定は、下記に定める単位の履修及び第8条に定める授業科目の成績評価に基づき卒業審査により行い、認定者には校長が卒業証書を授与する。

- (1) 医療事務2年制学科 62単位
 - (2) 医療事務1年制学科 31単位
 - (3) 保育福祉学科 71単位
 - (4) 介護福祉学科 68単位
 - (5) 日本語1年制学科 37単位(800時間)
- 2 前項に規定する卒業の認定は、最終学年の終わりに行う。
- 3 関係法令に基づき、本校が定める授業科目を履修して、本校の教育・社会福祉専門課程保育福祉学科を卒業する者は保育士の資格(児童福祉法第18条の6)を取得することができる。

(称号の授与)

第19条 本校の商業実務専門課程医療事務2年制学科、教育・社会福祉専門課程保育福祉学科、介護福祉学科を修了した者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、特定専門課程を修了した者とする。

- 2 特定専門課程である商業実務専門課程医療事務2年制学科、教育・社会福祉専門課程保育福祉学科、介護福祉学科を修了した者は、専門士と称することができる。

(褒 賞)

第20条 成績優秀にして、他の模範となる者は、校長はこれを褒賞することがある。

(注意文書)

第21条 欠席、遅刻、早退(以下、欠席等)が多く授業履修に支障をきたす恐れがある者に対しては注意文書を以て指導を行う。

- 2 注意文書による指導はその欠席等の日数により、段階的に訓告、戒告とする。

(懲 戒)

第22条 学生が本校の規則、命令に背き若しくは本校の秩序を乱し又は学生としての本分に反する行為があった場合には、校長はこれを懲戒することができる。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は訓告、戒告、停学および退学とする。
- 3 前項に規定する退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。

(退 学)

第23条 自主退学をしようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第24条 校長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。

- (1) 第5条第2項に規定する在籍期間を超えた者
- (2) 第14条第2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 学費の納付を怠り、督促を受けてなおこれを納入しない者
- (4) 退学願の返送がない者

第5章 授業の履修、単位、学業成績

(授 業)

第25条 授業は、講義・演習・実習もしくは実技のいずれかより又はこれらの併用で行うものとする。

- 2 複数の課程、学科、クラスで合同授業科目又は同一内容の授業を行う場合、授業等に支障をきたさない限り、合同授業又は合併授業を行うことがある。ただし、介護福祉学科の領域『介護』に係る合併授業は行わない。
- 3 介護福祉学科の履修においては、次に掲げる3項目に基づき認定する。
 - (1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者
授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。
 - (2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者
 - (3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者

(試験等)

第26条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内を行う効果測定、課題の提出等により評価する。

- 2 本校において必要と認めた場合に限り、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。

(学業成績)

第27条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とする。

- 2 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準により GP (Grade-Point) を与える。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀・優・良・可を取得した学生には所定の単位を与える。

- 2 1年間に履修できる授業科目の上限は48単位とする。

(既修得単位等の免除)

第29条 保育福祉学科の入学生で、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設又は同項第4号の規定により指定された高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者については、当該学校、養成施設又は高等学校若しくは中等教育学校において修得した単位又は履修科目について、校長の許可のもと、本校において履修を免除することができる。

- 2 既修得単位等の免除に関する規則については別に定める。

(他の大学・専修学校等における授業科目の履修等)

第30条 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学・専修学校等における授業科目の履修を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。

第6章 入学金・授業料・特別奨学生・その他

(納付金)

第31条 本校の入学選考料、入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。

(納付及び納付の特例)

第32条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

(特別奨学生)

第33条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、かつ品行方正にして本校学生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範となると判断される者に対して、校長はその一定期間における納付金の一部を免除することができる。

(滞 納)

第34条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、退学を命じることがある。

(納付金の還付)

第35条 すでに納付した授業料、教材費、維持費、実習・演習費及び入学金は、原則として返還しない。ただし、入学手続き完了から入学年の始期の前日までに、入学辞退を希望する場合は、本校所定の学費返還手続きにより納付金額から入学金を除いた額を返還する。

(健康診断)

第36条 健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(科目等履修生)

第37条 短期大学、大学等の他の高等教育機関との連携により、当該大学等の学生が、本校の授業科目の一部の履修を希望する場合、当校の運営に支障がない場合に限り、科目履修生として受け入れ、履修を認めることができる。

- 2 科目履修生の単位授与等に関する事項は、校長が別に定める。
- 3 入学金、授業料等は別に定める。

第7章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第38条 本校の附帯教育事業は次のとおりとする。

科 名	修業期間	総定員	備考
医療事務講座	3～6ヶ月	40名	週2日授業
介護職員初任者研修通信課程	4ヶ月	40名	通信
介護福祉士筆記試験対策講座	1～2ヶ月	40名	週1日授業
介護福祉士実務者養成通信課程	1～6ヶ月	32名	通信
社会福祉士養成通信課程	18ヶ月	200名	通信
社会福祉士受験対策講座	6ヶ月	40名	週1日授業
ケアマネージャー受験対策講座	4ヶ月	40名	週1日授業
保育科	4ヶ月	320名	通信
委託訓練	3～6ヶ月	30名	週5日授業
緊急人材育成	3～12ヶ月	30名	週5日授業
求職者支援訓練	3～6ヶ月	30名	週5日授業

2 附帯教育事業の入学金、授業料、教材費その他必要事項は別に定める。

第8章 雑 則

(施行細則)

第39条 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。(目的の変更、介護福祉学科の設置)
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。(学科名の変更、納付金の変更)但し、納付金については実施年月日前の入学生については附表1の旧納付金を適用する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成20年2月26日から施行する。(称号の授与)
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。(別科の設置)
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。(介護福祉学科のカリキュラムの変更)但し、平成21年度生より適用し、平成20年度生以前の学生については従前のとおりとする。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成21年2月27日から施行する。(称号の授与)
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成22年2月26日から施行する。(称号の授与・変更)
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。(第5条、第7条、第8条、第9条、第11条及び第24条の変更)
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。(第5条、第6条、第8条、第11条及び第24条の変更)ただし、第20条の変更は平成23年12月22日から適用する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。(第5条の別科の追加、第8条の変更)ただし、第20条の変更は平成25年1月29日から適用する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。(第5条の別科の追加、第8条の保育福祉学科及び介護福祉学科のカリキュラムの変更)
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。(第2条の名称及び第24条の納付金の変更)但し、納付金については実施日前の入学生については附表2の旧納付金を適用する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。(第5条の医療管理3年制学科、医療事務専攻2年制学科の募集停止、医療管理2年制学科の定員変更及び第8条の医療管理2年制学科、医療管理1年制学科、医療事務専攻1年制学科のカリキュラムの変更)
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

3. 第7章 附帯教育事業の社会福祉士養成通信課程については、平成28年度は修業期間を19か月とする。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第8条（教育課程及び授業時数）及び第26条（納付金）の変更については施行日以後の入学生に対して適用する。施行日前の入学生については旧学則の規定を適用する。

附 則

1. この学則は、平成29年2月28日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第8条（教育課程及び授業時数）の変更については施行日以後の入学生に対して適用する。施行日前の入学生については旧学則の規定を適用する。

附 則

1. この学則は、平成30年2月28日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第8条（教育課程及び授業時数）の変更については施行日以後の入学生に対して適用する。施行日前の入学生については旧学則の規定を適用する。
4. 第27条（納付金）の変更については施行日以後の入学生に対して適用する。施行日前の入学生については旧学則の規定を適用する。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日より施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第8条（教育課程及び授業時数）の変更については施行日以後の入学生に対して適用する。施行日前の入学生については旧学則の規定を適用する。
4. 第32条（納付金）の変更については令和4年4月1日より実施する。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日より施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第8条（教育課程及び授業時数）の変更については施行日以後の入学生に対して適用する。施行日前の入学生については旧学則の規定を適用する。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日より施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第8条（教育課程及び授業時数）の変更については施行日以後の入学生に対して適用する。施行日前の入学生については旧学則の規定を適用する。

附 則

1. この学則の実施については、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第 8 条（教育課程及び授業時数）の変更については施行日以後の入学生に対して適用する施行日前の入学生については旧学則の規定を適用する。
4. 第 3 2 条（納付金）の変更については施行日以降の入学生に対して適用する。施行日前の入学生については旧納付金の規定を適用する。

附 則

1. この学則の実施については、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第 3 2 条（納付金）の変更については施行日以降の入学生に対して適用する。施行日前の入学生については旧納付金の規定を適用する。

附 則

1. この学則の実施については、令和 8 年 4 月 1 日より実施する。
実施日以降の入学者から適用し、令和 8 年 3 月 3 1 日以前の入学者については従前のとおりとする。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

別表第1…教育課程及び単位数
医療事務2年制学科（1年次）

	教科目名	授業形態	必修・選択の別	年間単位数	備考
必修科目	医療請求事務基礎Ⅰ	講義	必	1	必修
	医療請求事務基礎演習Ⅰ	演習	必	3	
	医療請求事務基礎Ⅱ	講義	必	1	
	医療請求事務基礎演習Ⅱ	演習	必	3	
	医療請求事務応用Ⅰ	講義	必	1	
	医療請求事務応用Ⅱ	講義	必	2	
	医療請求事務応用演習	演習	必	3	
	医療秘書実務基礎Ⅰ	講義	必	1	
	医療秘書実務基礎Ⅱ	講義	必	1	
	医療秘書実務基礎演習	演習	必	2	
	医療秘書実務応用Ⅰ	講義	必	1	
	医療秘書実務応用演習	演習	必	2	
	医療秘書実践Ⅰ	演習	必	1	
	医療秘書実践Ⅱ	演習	必	1	
	一般教養Ⅰ	講義	必	1	
	キャリアデザインⅠ	講義	必	1	
	ビジネス教養Ⅰ	講義	必	1	
選択科目	病院実習Ⅰ	実習	必	2	選択
	医療秘書実践Ⅲ	演習	選	1	
	医療キャリアデザインⅠ	講義	選	2	
	キャリアデザインⅡ	講義	選	1	
	Excel基礎	講義	選	2	
	医師事務作業補助Ⅰ	講義	選	1	
	医師事務作業補助Ⅱ	講義	選	1	
	医師事務作業補助演習	演習	選	2	
	医療キャリアデザインⅡ	講義	選	1	
	患者接遇論Ⅰ	講義	選	1	
	ビジネス教養Ⅱ	講義	選	1	
	病院研究	講義	選	2	
	手話演習	演習	選	1	
	ビジネス文書作成	演習	選	1	
	ITリテラシ	講義・演習	選	4	
	進級に必要な履修単位数			28	

医療事務2年制学科（2年次）

	教科目名	授業形態	必修・選択の別	年間単位数	備考
必修	ビジネスマナー	講義	必	2	必修
	パソコン実習Ⅰ	演習	必	1	
選択科目	医療秘書実践Ⅳ	演習	選	1	選択
	ビジネス教養Ⅲ	講義	選	1	
	キャリアデザインⅡ	講義	選	1	
	キャリアデザインⅢ	講義	選	1	
	医療キャリアデザインⅢ	講義	選	2	
	接遇論マナー実践	講義	選	1	
	病院実習Ⅱ	実習	選	2	
	病院実習Ⅲ	実習	選	2	
	医療秘書実践Ⅴ	演習	選	1	
	医療ビジネスマナーⅡ	講義	選	2	
	請求事務実践Ⅱ	演習	選	1	
	調剤報酬請求事務	講義	選	1	
	FP基礎	講義	選	5	
	FP応用	演習	選	3	
	FP総合	講義	選	4	
	Word基礎	講義	選	1	
	Excel基礎	講義	選	2	
	Excel応用	演習	選	1	
	簿記入門Ⅰ	講義	選	1	
	3級商業簿記基礎	講義	選	3	
	3級簿記総合	演習	選	4	
	医療キャリアデザインⅣ	講義	選	2	
	一般教養Ⅱ	演習	選	1	
	ビジネス教養Ⅱ	演習	選	1	
	パソコン実習Ⅱ	実習	選	1	
	英会話入門	演習	選	1	
	パソコン実習Ⅲ	実習	選	1	
	卒業前特別講座	演習	選	1	
	マーケティング概論	講義	選	2	
	医療ボランティア実践Ⅰ	演習	選	1	
	医療ボランティア実践Ⅱ	演習	選	2	
	医療ボランティア概論	講義	選	1	
	医療ビジネスマナーⅠ	講義	選	3	
	請求事務実践Ⅰ	演習	選	2	
	社会保険基礎論	講義	選	1	
	医学知識	講義	選	1	
	病院実習Ⅳ	実習	選	2	
	病院実習Ⅴ	実習	選	1	
	接遇実践	演習	選	2	
	卒業に必要な履修単位数			62	

別表第1…教育課程・単位数
医療事務1年制学科

	教科目名	授業形態	必修・選択の別	年間単位数	備考
必修科目	キャリアデザインⅠ	講義	必	1	必修
	キャリアデザインⅡ	講義・演習	選	1	
	一般教養Ⅰ	講義	選	1	
	病院実習Ⅰ	実習	選	2	
	施設実習Ⅴ	実習	選	2	
	施設実習Ⅵ	実習	選	2	
	医療キャリアデザインⅠ	講義	選	1	
	ビジネス教養Ⅰ	講義	選	1	
	医療請求事務基礎Ⅰ	講義	選	1	
	医療請求事務基礎Ⅱ	講義	選	1	
	医療請求事務基礎演習Ⅰ	演習	選	3	
	医療請求事務基礎演習Ⅱ	演習	選	3	
	医療請求事務応用Ⅰ	講義	選	1	
	医療請求事務応用Ⅱ	講義	選	2	
	医療請求事務応用演習	演習	選	3	
	医療秘書実務基礎Ⅰ	講義	選	1	
	医療秘書実務基礎Ⅱ	講義	選	1	
	医療秘書実務基礎演習	演習	選	2	
	医療秘書実践Ⅰ	演習	選	1	
	医療秘書実践Ⅱ	演習	選	1	
	Excel基礎	講義・演習	選	2	
	Excel応用	演習	選	1	
	Word基礎	講義	選	2	
	Word応用	演習	選	1	
	Power Point基礎	実習	選	2	
	Power Point応用	演習	選	1	
	パソコン実習Ⅰ	実習	選	1	
	パソコン実習Ⅱ	実習	選	1	
	パソコン実習Ⅲ	実習	選	1	
	医療秘書実践Ⅲ	演習	選	1	
	病院研究	講義	選	2	
	医療キャリアデザインⅡ	講義	選	2	
	ビジネスマナー	講義	選	2	
	医療ビジネスマナーⅠ	演習	選	1	
	患者接遇論Ⅰ	講義	選	1	選択
	ビジネス教養Ⅱ	講義	選	1	
選択科目	病院研究	講義	選	2	
	請求事務実践Ⅱ	講義	選	1	
	社会保険基礎論	講義	選	1	
	医学知識	講義	選	1	
	病院実習Ⅳ	実習	選	2	
	病院実習Ⅴ	実習	選	2	
	病院実習Ⅵ	実習	選	1	
	病院実習Ⅶ	実習	選	2	
	医学と疾病	講義	選	1	
	小児援助技術Ⅰ	演習	選	2	
	小児援助技術Ⅱ	演習	選	2	
	実習事前指導	演習	選	1	
	小児援助実践Ⅰ	演習	選	1	
	小児援助実践Ⅱ	演習	選	2	
	小児援助実践Ⅲ	演習	選	1	
	小児援助実践Ⅳ	演習	選	1	
	小児援助実践Ⅴ	演習	選	1	
	小児援助実践Ⅵ	演習	選	1	
	音楽ケアの基礎Ⅰ	演習	選	1	
	音楽ケアの基礎Ⅱ	演習	選	1	
	音楽ケアの基礎Ⅲ	演習	選	1	
	音楽ケアの基礎Ⅳ	演習	選	1	
	養護内容	講義	選	2	
	養護内容Ⅱ	講義	選	1	
	養護内容Ⅲ	講義	選	1	
	相談支援法	講義	選	1	
	表現と言葉	講義	選	1	
	障害児（者）援助論	講義	選	1	
	卒業研究	演習	選	1	
	卒業研究Ⅱ	演習	選	1	
	接遇論マナー実践	演習	選	1	
	ビジネスマナー実践	演習	選	1	
	卒業前特別講座	講義	選	1	
	卒業に必要な履修単位数			31	

別表第1…教育課程及び授業時数
保育福祉学科

系列		教科目名	授業形態	必・選	1年次			2年次			合計		備考
					単位数	総時間数	週時間数	単位数	総時間数	週時間数	単位数	総時間数	
告示教科目	教養科目	健康科学	講義	必修	1	15	1				1	15	必修
		スポーツ(実技)	実技	必修	1	30	1				1	30	
		英語コミュニケーションⅠ	演習	選択	2	60	1				2	60	
		一般教養	講義	選択	2	30	1				2	30	
		ビジネス教養	講義	選択	2	30	1				2	30	
		情報リテラシーと処理技術	演習	選択	2	60	1				2	60	
		憲法	講義	選択	2	30	1				2	30	
	教養科目小計				8以上	135以上					8以上	135以上	
必修科目（告示別表第1）	① 保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	必修	2	30	1				2	30	必修
		子ども家庭福祉	講義	必修	2	30	1				2	30	
		社会福祉	講義	必修	2	30	1				2	30	
		社会的養護Ⅰ	講義	必修	2	30	1				2	30	
		保育者論	講義	必修	2	30	1				2	30	
		教育原理	講義	必修				2	30	1	2	30	
		子ども家庭支援論	講義	必修				2	30	1	2	30	
	② 保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	必修				2	30	1	2	30	
		子ども家庭支援の心理学	講義	必修				2	30	1	2	30	
		子どもの理解と援助	演習	必修	1	30	1				1	30	
		子どもの保健	講義	必修				2	30	1	2	30	
		子どもの食と栄養	演習	必修				2	60	1	2	60	
		保育の計画と評価	講義	必修				2	30	1	2	30	
		保育内容総論	演習	必修	1	30	1				1	30	
	③ 保育の内容・方法に関する科目	保育内容(健康)	演習	必修	1	30	1				1	30	
		保育内容(人間関係)	演習	必修	1	30	1				1	30	
		保育内容(環境)	演習	必修	1	30	1				1	30	
		保育内容(言葉)	演習	必修	1	30	1				1	30	
		保育内容(表現)	演習	必修	1	30	1				1	30	
		造形表現Ⅰ	演習	必修	1	30	1				1	30	
		音楽リズム	演習	必修	1	30	1				1	30	
		乳児保育Ⅰ	講義	必修	2	30	1				2	30	
		乳児保育Ⅱ	演習	必修				1	30	1	1	30	
		言語表現	演習	必修	1	30	1				1	30	
		身体表現	演習	必修				1	30	1	1	30	
		子どもの健康と安全	演習	必修	1	30	1				1	30	
		障害児保育	演習	必修				2	60	1	2	60	
		社会的養護Ⅱ	演習	必修				1	30	1	1	30	
		子育て支援	演習	必修				1	30	1	1	30	
	④ 実保育	保育実習Ⅰ①	実習	必修	2	80	2				2	80	
		保育実習指導Ⅰ①	演習	必修	1	30	1				1	30	
		保育実習Ⅰ②	実習	必修				2	80	2	2	80	
		保育実習指導Ⅰ②	演習	必修				1	30	1	1	30	
		保育実践演習	演習	必修				2	60	1	2	60	
必修科目(告示別表第1)小計				26	620		25	590		51	1210		
選択科目（告示別表第2）	①	保育原理Ⅱ	講義	選択	2	30	1				2	30	①保育の本質・目的に関する科目
		子ども家庭福祉Ⅱ	講義	選択				2	30	1	2	30	
	②	子どもの理解と援助Ⅱ	演習	選択	1	30	1				1	30	②保育の対象の理解に関する科目
		子どもの理解と援助Ⅲ	演習	選択				1	30	1	1	30	
	③	こども学概論	講義	選択				2	30	1	2	30	③保育の内容・方法に関する科目
		レクリエーション概論	講義	選択	2	30	1				2	30	
		レクリエーション指導法	演習	選択				2	60	1	2	60	
		こどもと音楽	講義	選択	1	15	1				1	15	④保育実習
		鍵盤奏法の基礎	演習	選択	2	60	1				2	60	
		鍵盤奏法の応用	演習	選択				2	60	1	2	60	
		保育方法論Ⅰ	演習	選択	1	30	1				1	30	①～④より12単位 365時間以上選択履修 (内、④保育実習について3単位以上選択必修)
		保育方法論Ⅱ	演習	選択				1	30	1	1	30	
		小児体育	演習	選択				1	30	1	1	30	
		造形表現Ⅱ	演習	選択	1	30	1				1	30	
		造形表現Ⅲ	演習	選択				1	30	1	1	30	
		造形表現Ⅳ	演習	選択				1	30	1	1	30	
		音楽表現Ⅰ	演習	選択				1	30	1	1	30	
		音楽表現Ⅱ	演習	選択				1	30	1	1	30	
		音楽表現Ⅲ	演習	選択				1	30	1	1	30	
		音楽表現Ⅳ	演習	選択				1	30	1	1	30	
	児童レクリエーション概論	講義	選択	2	30	1				2	30		
	保育実習Ⅱ	実習	選択				2	80	2	2	80		
	保育実習指導Ⅱ	演習	選択				1	30	1	1	30		
	保育実習Ⅲ	実習	選択				2	80	2	2	80		
	保育実習指導Ⅲ	演習	選択				1	30	1	1	30		
選択科目(告示別表第2)小計				4以上	105以上		8以上	260以上		12以上	365以上		
学校開設教科目	独自科目	卒業研究	演習	選択				1	30	1	1	60	任意選択
		コミュニケーション論	演習	選択	1	30	1				1	30	
		コミュニケーション論Ⅱ	演習	選択	1	30	1				1	30	
		コミュニケーション論Ⅲ	演習	選択				1	30	1	1	30	
		キャリア教育Ⅰ	講義	選択	2	30	1				2	30	
		キャリア教育Ⅱ	講義	選択	2	30	1				2	30	
		キャリア教育Ⅲ	講義	選択	2	30	1				2	30	
		キャリア教育Ⅳ	講義	選択				2	30	1	2	30	
		保育インターンシップⅠ	演習	選択	1	30	1				1	30	
		保育インターンシップⅡ	演習	選択	1	30	1				1	30	
		保育インターンシップⅢ	演習	選択				1	30	1	1	30	
		保育インターンシップⅣ	演習	選択				1	30	1	1	30	
		合計				38以上	860以上		33以上	850以上		71以上	

別表第1…教育課程及び授業時数
介護福祉学科

領域	教 科 目 名	授業 形態	必・選	1 年次		2 年次		合計		備考
				単位数	総時間数	単位数	総時間数	単位数	総時間数	
人間と社会	人間の理解Ⅰ	講義	必修	1	30			1	30	
	人間の理解Ⅱ	講義	必修	2	60			2	60	
	社会の理解	講義	必修	2	60			2	60	
	レクリエーション基礎	講義	必修			1	30	1	30	
	レクリエーション指導	演習	必修			2	40	2	40	
	社会常識	演習	必修			1	30	1	30	
	情報科学演習	演習	必修			1	30	1	30	
	人間と社会の総合	講義	必修			1	30	1	30	
	人間と社会特論Ⅰ	講義	選択	1	30			1	30	
	人間と社会特論Ⅱ	講義	選択			1	30	1	30	
	福祉実務	講義	選択			1	30	1	30	
	生活文化の基礎Ⅰ	講義	選択	1	30			1	30	
	生活文化の基礎Ⅱ	講義	選択	1	30			1	30	
	生活文化の応用Ⅰ	講義	選択			1	30	1	30	
	生活文化の応用Ⅱ	講義	選択			1	30	1	30	
人間と社会 小計				5以上	150以上	6以上	160以上	11以上	310以上	
介護	介護の基本Ⅰ	講義	必修	1	30			1	30	
	介護の基本Ⅱ	講義	必修	1	30			1	30	
	介護の基本Ⅲ	講義	必修	1	30			1	30	
	介護の基本Ⅳ	講義	必修	1	30			1	30	
	介護の基本Ⅴ	講義	必修	1	30			1	30	
	介護の基本Ⅵ	講義	必修	1	30			1	30	
	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	必修	1	30			1	30	
	コミュニケーション技術Ⅱ	講義	必修			1	30	1	30	
	生活支援技術の基本	演習	必修	2	60			2	60	
	日常生活介護Ⅰ	演習	必修	1	30			1	30	
	日常生活介護Ⅱ	演習	必修	1	30			1	30	
	日常生活介護Ⅲ	演習	必修			1	30	1	30	
	日常生活介護Ⅳ	演習	必修	1	30			1	30	
	日常生活介護Ⅴ	演習	必修			1	30	1	30	
	福祉住環境Ⅰ	講義	必修			1	30	1	30	
	家事介護	演習	必修			1	30	1	30	
	利用者の状態・状況に応じた介護技術	演習	必修			1	30	1	30	
	介護過程Ⅰ	演習	必修	1	30			1	30	
	介護過程Ⅱ	演習	必修			2	60	2	60	
	介護過程Ⅲ	演習	必修			2	60	2	60	
	介護総合演習Ⅰ	演習	必修	2	40			2	40	
	介護総合演習Ⅱ	演習	必修	2	40			2	40	
	介護総合演習Ⅲ	演習	必修			2	40	2	40	
	介護実習Ⅰ	実習	必修	3	120			3	120	
	介護実習Ⅱ	実習	必修	4	160			4	160	
	介護実習Ⅲ	実習	必修			4	176	4	176	
	介護の総合	演習	必修			3	90	3	90	
	福祉住環境Ⅱ	講義	選択			1	30	1	30	
	介護特論Ⅰ	講義	選択	1	30			1	30	
	介護特論Ⅱ	講義	選択	1	30			1	30	
	介護特論Ⅲ	講義	選択	1	30			1	30	
	介護特論Ⅳ	講義	選択			1	30	1	30	
	介護実践Ⅰ	演習	選択	1	30			1	30	
	介護実践Ⅱ	演習	選択	1	30			1	30	
	介護実践Ⅲ	演習	選択	1	30			1	30	
	介護実践Ⅳ	演習	選択			1	30	1	30	
介護 小計				24以上	750以上	19以上	606以上	43以上	1356以上	
こころとからだ	こころとからだのしくみⅠ	講義	必修	1	30			1	30	
	こころとからだのしくみⅡ	講義	必修	1	30			1	30	
	こころとからだのしくみⅢ	講義	必修	1	30			1	30	
	こころとからだのしくみⅣ	講義	必修			1	30	1	30	
	発達と老化の理解	講義	必修			2	60	2	60	
	認知症の理解	講義	必修	2	60			2	60	
	障害の理解	講義	必修			2	60	2	60	
	こころとからだのしくみの総合	講義	必修			1	30	1	30	
	こころとからだのしくみ特論Ⅰ	講義	選択	1	30			1	30	
	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	講義	選択			1	30	1	30	
こころとからだのしくみ 小計				5以上	150以上	6以上	180以上	11以上	330以上	
医療的ケア	医療的ケア	講義・演習	必修			3	78	3	78	
医療的ケア 小計						3	78	3	78	
年間必修科目 授業時間数				34	1050	34	1024	68	2074	
年間選択科目 授業時間数				10	300	8	240	18	540	
年間 総授業時間数				44	1350	42	1264	86	2614	

別表第1…教育課程及び授業時数
日本語1年制学科（1年次）

	教科目名	授業形態	必修・選択の別	総時間数	年間単位数	備考
必修科目	日本語中級Ⅰ	講義	必修	40	2	必修
	日本語中級Ⅱ	講義	必修	40	2	
	日本語文法Ⅰ	講義	必修	30	1	
	日本語文法Ⅱ	講義	必修	50	2	
	日本語漢字Ⅰ	講義	必修	30	1	
	日本語漢字Ⅱ	講義	必修	50	2	
	日本語会話Ⅰ	講義	必修	20	1	
	日本語会話Ⅱ	講義	必修	40	2	
	日本語聴解Ⅱ	講義	必修	40	2	
	日本語聴解Ⅲ	講義	必修	40	2	
	日本語総合	講義	必修	20	1	
	日本語読解Ⅰ	講義	必修	20	1	
	日本語読解Ⅱ	講義	必修	30	1	
	日本語読解Ⅲ	講義	必修	30	1	
	日本語読解Ⅳ	講義	必修	40	2	
	日本語読解Ⅴ	講義	必修	40	2	
	日本語作文Ⅰ	講義	必修	20	1	
	日本語作文Ⅱ	講義	必修	40	2	
	日本文化概論	講義・演習	必修	40	2	
	日本文化研究Ⅰ	講義・演習	必修	20	1	
	日本文化研究Ⅱ	講義・演習	必修	20	1	
選択必修科目	日本語能力試験対策Ⅰ	講義	必修	20	1	40時間以上選択
	日本語能力試験対策Ⅱ	講義	必修	20	1	
	日本語能力試験対策Ⅲ	講義	必修	20	1	
	日本語初級Ⅰ	講義	選択必修	20	1	
	日本語初級Ⅱ	講義	選択必修	20	1	
	日本語初級Ⅲ	講義	選択必修	20	1	
	日本語聴解Ⅰ	講義	選択必修	20	1	
選択必修科目	基本介護技術	講義・演習	選択必修	40	2	40時間以上選択
	日本語留学試験対策Ⅰ	講義	選択必修	40	2	
	年間時間数			800	37	

必は必修科目。選は選択必修科目。選は選択科目を表す。
修業に必要な時間は、必修科目・選択必修科目を合わせて800時間。

別表第2…納付金

1. 本校の専門課程医療事務2年制学科、医療事務1年制学科、保育福祉学科及び介護福祉学科の入学金は150,000円である。
2. 本校の専門課程日本語1年制学科の入学金は50,000円である。
3. 本校の専門課程の納付金は次のとおりである。（年額・単位：円）

学 科	授業料	教材費	維持費	実習・演習費	合 計
医療事務2年制学科	640,000	80,000	160,000	180,000	1,060,000
医療事務1年制学科	640,000	80,000	160,000	180,000	1,060,000
保 育 福 祉 学 科	640,000	120,000	180,000	200,000	1,140,000
介 護 福 祉 学 科	640,000	120,000	180,000	200,000	1,140,000
日 本 語 1 年 制 学 科	580,000	30,000	40,000		650,000

4. 本校の専門課程医療事務2年制学科、医療事務1年制学科、保育福祉学科及び介護福祉学科の入学選考料は20,000円とする。
5. 本校の専門課程日本語1年制学科の入学選考料は30,000円とする。
6. 大原学園の専門課程を卒業または退学した者が本校に入学した場合、入学金は不要とする。